

国費契約等の手続における押印等の省略について

この度、契約等の手続において、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

- 1 対象となる契約等
国と締結する契約等
※ 見積書等の宛先が「熊本県警察会計担当官」となる契約等が対象となります。
- 2 押印を省略できる書類
 - (1) 請書
 - (2) 見積書
 - (3) 請求書
 - (4) 納品又は役務の完了を確認する書面
- 3 押印省略時の措置
押印を省略する場合は、当該書類に
 - ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
 - ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。
- 4 その他
その他ご不明な点等は、契約担当係までお問い合わせください。

【契約担当係】

熊本県警察本部警務部会計課

電話：096-381-0110

用度係 内線2242

施設企画係 内線2272